

令和7年12月15日

報道機関各位

国土整備部都市計画課

第155回青森県都市計画審議会を開催します  
(当日取材依頼)

このことについて、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1 日 時 令和7年12月22日(月)  
午後2時から午後3時(予定)

2 場 所 青森県庁北棟709会議室

3 審議案件

- (1) 議案第1号 青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(青森県決定)について
- (2) 議案第2号 弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(青森県決定)について
- (3) 議案第3号 八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(青森県決定)について
- (4) 議案第4号 六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(青森県決定)について

担当課	国土整備部 都市計画課	
担当者	都市計画・景観グループ 総括主幹 齊藤 量子	
電話番号	内線	6775
	外線	017-734-9681
報道監	国土整備部次長 中道 悟	

# 第155回青森県都市計画審議会次第

日 時：令和7年12月22日（月）

午後2時～午後3時（予定）

場 所：青森県庁北棟709会議室

## 1. 議 事

- (1) 議案第1号 青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
(青森県決定)について
- (2) 議案第2号 弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
(青森県決定)について
- (3) 議案第3号 八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
(青森県決定)について
- (4) 議案第4号 六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
(青森県決定)について

**【案件】都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について**

※青森、弘前広域、八戸、六ヶ所の4都市計画区域が対象

**【概要】**

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

このうち、市街化調整区域の土地利用の方針について、令和五年十一月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を受けて改正された「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」（令和2年総務省、財務省、農水省、経産省、国交省告示第2号）を踏まえ、産業立地のための土地利用に係る必要な内容を明示するものである。